

週休2日工事の実施について（概要版）



1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

2. 週休2日とは

本工事における「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休以上）相当の現場閉所や技術者、技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

※ただし、「週休2日の確保」の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日の実施にあたっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

3. 適用時期

・令和7年（2025年）2月25日以降の公告から適用

4. 対象工事

- ・週休2日工事【現場閉所】：現場閉所が可能な全ての工事
- ・週休2日工事【交替制】：社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事
※緊急工事などは除く
- ・月単位の週休2日を標準の発注とする。（施工者希望型方式）

5. 成績評価および経費の補正

- ・週休2日【現場閉所・交替制】の確保の評価は、週休2日を標準としたことから、それ自体の評価を行わない。従前の施工成績評価のとおり、休日確保の観点で評価を行う。
- ・工事発注は、当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じ発注する。
- ・労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

工事实施の流れ

公告段階

- ・入札公告文および特記仕様書に「週休2日工事」であることを明記する。
- ・当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じ発注する。

契約後

- ・請負人は「月単位の週休2日」の施工を行う希望がある場合、工事着手前にその旨の協議を行う。
- ・計画工程表（休日取得計画）を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

工事施工段階

- ・週休2日の実施状況を確認し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の状況を確認するとともに、その履行状況に応じて設計変更する。なお、通期の週休2日は必須とする。

完成後

- ・工事監督員は、休日の取得状況を確認し、工事施行成績評価において適切に評価を行う。
- ・請負人（下請業者含む）はアンケート調査に協力する。

- 週休2日【現場閉所】で施工する場合、工期が長くなり、安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者とその給与等を含む現場管理費、機械経費の補正を行う。
- 週休2日【交替制】では、現場技術者とその給与等を含む現場管理費の補正を行う。

【補正係数】

	現場閉所 (現場の閉所状況)		交替制 (休日率の状況)	
	通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上
労務費	1.02	1.04	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02	—	—
共通仮設費率	1.02	1.03	—	—
現場管理費率	1.03	1.05	1.01	1.03